「平成25年度パレスチナ 農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」

(公示日: 平成 26 年 1 月 15 日 / 公示番号: 5)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	一般管理費の割増しについて	指示書上に一般管理費等の割増に関する記述が無いが、今回は割増は無いとの理解で良いか?	一般管理費等の割増はありません。
2	指示書 P.6 2 評価結果の通知に 関し、第 1 回渡航時期を 3 月下 旬までにすることについて	事業の緊急性等を鑑みるに、契約及び第 1 回渡 航は 3 月下旬が理想であると考えられ、3 月 10 日に交渉順位決定、契約内容等に合意された場 合に、3月下旬までに契約締結及び第1回渡航を 行う事は可能か?	契約手続きが間に合えば3月下旬までに第1回渡航を行うことは可能です。
3	別紙 P.2 2.プロジェクトの概要(5) 活動概要に関し、カウンターパー ト機関である PIEFZA の組織体 制について	活動上に「担当部門の設置」と記載され、R/D 上には Section と表記されている。PIEFZA の組織構成を変更するには、PIEFZA の上位機関である MOPAD の承認が必要になる等時間を要する可能性が有る。PIEFZA 内での報告・連絡の意思決定メカニズムが明確になるという事を目指しているのか、また増員を含めた組織改編が既に関係者間で合意されているのか、確認したい。	担当部門・Section はプロジェクト開始と同時に稼働できる部門を PIEFZA 内に設置することを合意したもので、パレスチナ自治政府内の手続きを必要とする組織改編を想定したものではありません。将来的に正式手続きを経て組織改編を行うことは考えられますが、プロジェクトの活動は影響を受けないとの理解です。 担当部門設立の趣旨は、PIEFZA に新たな機能を創設することであり、報告・連絡の意思決定メカニズムの明確化も含まれます。 増員については従前より自治政府の決定を受けているものの、現在に至るまで実現していません。指示書第 2、5.(3)記載のとおり、プロジェクト開始後も働きかけていく必要があります。

4	別紙 P.2 2.プロジェクトの概要 (5) 活動概要 1.3 に関し、提案対 象について		PIEFZA 及び上位機関である MONE 並びに四者協議に関する日本側関係者(日本政府パレスチナ代表事務所及び JICA)を想定しています。四者協議の内容は公開されていませんが、ロジスティクス・サービス検討時に共有される必要な情報が共有される予定です。
5	別紙 Page 3 2. プロジェクトの概要 (7)関係官庁・機関に関し、 MONE の担当部局について	関係省庁として MONE が明記されているが、担 当部局か決定されているか?	MONE 長官が PIEFZA ボードの議長を兼務しており、大臣室が担当部門です。
6	別紙 Page 4 5. 実施方針および 留意事項 (1)に関し、提言対象 について	提言は JICA に対して行うのか、或いは Steering Committee 等で関係者全員それぞれに提言するのか、どちらを想定すべきか?	PIEFZA 及び上位機関である MONE (Steering Committee を含む)並びに日本側関係者 (JICA 及び日本政府パレスチナ代表事務所)への提言を想定しています。ただし、プロジェクトのスコープを越える事項については JICA 及び日本政府パレスチナ代表事務所が所掌する事項ですので、プロジェクトは可能な範囲で協力を行うことを期待されています。
7	別紙 Page 11 6. 業務の内容 (6) 成果に係る活動に関し、審 査手続き外注化の検討及びプロ ジェクト期間中の当該費用追加 負担について	活動 3.1 部分につき、審査手続きの外注化を検討し、妥当と判断される場合においては、当該外注費用をプロジェクト実施期間中はプロジェクトで追加的に負担することが可能か?	関係者への提言を踏まえ、合意に至れば、検討することは可能です。
8	別紙 Page 11 6. 業務の内容 (7) 成果 4 に係る活動に関し、 CP 側の関係者渡航費用の負担 について	マーケティング・プロモーションの一環で、近隣諸 国等での活動を計画する場合、CP やパレスチナ 側関係機関の職員の渡航費、日当・宿泊費等は パレスチナ側で予算化されていないケースが大 半だが、これらをプロジェクトで負担するという理 解で良いか?	C/P の旅費についてはパレスチナ側の負担を求めますが、自治政府の予算不足のために確保できない可能性がありますので、プロポーザルに含めることは可能です。但し、プロジェクトの活動に照らして必要最小限の範囲として〈ださい。なお、この経費は別見積で計上して〈ださい。

9	別紙 Page 8-13 6.業務の内容、10.成果品等に関し、間の7-9が無い点について	6.業務の内容の次が、10.成果品等となっているが、7.~9. は無いとみなして良いか?	配番が不適切でした。 7-9 はありません。
10	別紙 Page 20 第3 業務実施上の条件3.相手国側の便宜供与に関し、執務場所が十分で無い場合の対応可能性について	RDに適切な執務場所の提供が明記されているが、現行のPIEFZAにおける執務環境では、関係者が勤務可能な場所を確保することは想定出来ず、また家具等も一部追加が必要になると思われる。パレスチナ側が用意できない場合、プロジェクトの追加費用として認め得るか。	専門家の活動に必要な資機材についてはプロポーザルに含めて〈ださい。執務場所についてはパレスチナ側から提供を受けます。それが不可能となった場合には追加費用を検討します。
11	RD Appendix 2 Main Points Discussed (9) A Vehicle Provision に関し、先方への車両 供与を追加で検討する可能性に ついて	PIEFZAは車両を2台しか保有しておらず、恒常的に移動に不便が生じているとの認識。追加支援の可能性が乏しい場合は、コンサルタントチームで傭上する車両を効率的に利用することも考えるが、車両を追加支援する可能性はあるか?	追加供与を行わない前提でプロポーザルを作成 して〈ださい。